

宮古地方振興局長告示第25号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年10月21日

宮古地方振興局長 田 山 清

短期入所生活介護

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370200180	特別養護老人ホーム慈苑	宮古市崎鍬ヶ崎第7地割10番地	宮古市西ヶ丘四丁目53番地8	平成20年9月1日